

平成21年9月18日

小金井市長 稲葉孝彦

市民参加条例第20条第1項の規定に基づく提言に対する意見について

平成21年8月28日付けで市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）から提言のあった「小金井市市民参加条例の一部を改正する条例（平成21年条例第12号）付則第2項について」に対し、市民参加条例第20条第2項（現行条例第27条第2項）の規定に基づき、下記のとおり市長の意見を公表します。

記

- 1 平成21年3月14日開催の小金井市議会臨時会で議員提案により市民参加条例の市民投票に係る条項の一部改正が全会一致で行われ、常設型市民投票制度が導入されることとなりました。改正条例付則第2項は、市民投票に関する条例の制定に向けた準備という見出しで「市長は、広く市民の意思を反映させ、市民投票に関する条例の制定に向けた必要な措置を講ずるものとする」と規定されていることから、平成21年5月22日付けで市民参加推進会議に対して付則第2項の考え方、対応の仕方について提言を求める諮問を行ったところ、この度、市民参加推進会議から提言をいただきました。
- 2 市民参加推進会議からの「常設型市民投票制度を含む新たな市民投票制度検討のための附属機関等を立ち上げて議論を行い、必要な措置を講ずることを提言する。」を受け、市民参加条例の一部改正により平成21年9月1日に施行した常設型市民投票制度の状況を勘案しつつ市民参加による市民投票制度の条例化に向けた附属機関設置に必要な措置を講ずることとします。